

| | | | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 下関市 | 一二・六三 | 周南市 | 〇・五〇 | 岩国市 | 二・〇六 |
|-----|-------|-----|------|-----|------|

三 保健保安林

| | |
|-----|--------|
| 山口県 | 一三四・七〇 |
|-----|--------|

同一の単位とされる集団の区域
 許可をすべき皆伐面積の限度
 (ヘクタール)

山口県告示第三百十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「学習者用タブレット端末」を「学習者用タブレット端末 パソコン充電保管庫」に改める。



(一八六) 令和二年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、令和二年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和二年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立

て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
 2 一級及び二級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| 職種 | 試験科目 |
|------------|--------------------------|
| 造園 | 造園工事 |
| さく井 | ロータリー式さく井工事 |
| 金属溶解 | 軽合金溶解炉溶解 |
| 機械加工 | 普通施盤 |
| 建築板金 | 内外装板金 ダクト板金 |
| 工場板金 | 機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金 |
| 機械検査 | 機械検査 |
| 電気機器組立て | シーケンス制御 |
| 半導体製品製造 | 集積回路チップ製造 集積回路組立て |
| 自動販売機調整 | 自動販売機調整 |
| 空気圧装置組立て | 空気圧装置組立て |
| 油圧装置調整 | 油圧装置調整 |
| 農業機械整備 | 農業機械整備 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服縫製 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|------|-------|----|------|------|------------------|------------|---|-----------|---------------|--------|-------|-----------|-----------|--------------|------|
| 和裁 | 製本 | 石材施工 | 建築大工 | かわらぶき | 左官 | 配管 | 型枠施工 | 鉄筋施工 | コンクリート圧送施工 | 防水施工 | 樹脂接着剤注入施工 | カーテンウォール施工 | 自動ドア施工 | ガラス施工 | 機械・プラント製図 | 電気製図 | 金属材料試験 | 塗装 |
| 和服製作 | 製本 | 石積み | 大工工事 | かわらぶき | 左官 | 建築配管 | 型枠工事 | 鉄筋施工図作成 鉄筋組立て | コンクリート圧送工事 | アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事 | 樹脂接着剤注入工事 | 金属製カーテンウォール工事 | 自動ドア施工 | ガラス工事 | 機械製図CAD | 配電盤・制御盤製図 | 機械試験 組織試験 | 鋼橋塗装 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|------------------|---------|------|---------|------------|------|-------|------|-------|----|------|------|-------|
| 職種 | 試験科目 | 造園工事 | 機械加工 | 仕上げ | 機械検査 | 電気機器組立て | 冷凍空気調和機器施工 | 和服製作 | 家具製作 | 建築大工 | かわらぶき | 左官 | 配管 | 型枠工事 | 鉄筋組立て |
| 造園 | 試験科目 | 造園工事 | 普通施盤 マシンングセンタ | 機械組立仕上げ | 機械検査 | シーケンス制御 | 冷凍空気調和機器施工 | 和服製作 | 家具手加工 | 大工工事 | かわらぶき | 左官 | 建築配管 | 型枠工事 | 鉄筋組立て |
| <p>3 三級の技能検定 の 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告美術仕上げ | フラワー装飾 | フラワー装飾 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|---------------------|
| 職 種 | 金属溶解 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管型 | 令和三年一月二十四日 (日曜日) |
| | 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器 組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気 圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 ラスチック成形 | 令和三年一月三十一日 (日曜日) |
| <p>2 一級及び二級の技能検定</p> | | |
| <p>4 単一等級の技能検定</p> <p>次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p> | | |
| 職 種 | 電子回路接続 | 試験科目 |
| 職 種 | 電子回路接続 | 電子回路接続 |
| <p>(一) 試験の方法</p> <p>(二) 試験の期日</p> <p>(一) 実技試験</p> <p>令和二年十二月四日(金曜日)から令和三年二月二十一日(日曜日)までの間に おいて山口県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>(二) 学科試験</p> <p>1 特級の技能検定</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| 職 種 | 電子回路接続 | 令和三年二月七日 (日曜日) |
| <p>3 三級の技能検定</p> | | |
| 職 種 | 電気機器組立て 配管 型枠施工 造園 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製 図 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 機械加工 仕上げ 左官 フラワー装飾 | 令和三年一月二十四日 (日曜日) 令和三年二月七日 (日曜日) 令和三年一月三十一日 (日曜日) 令和三年二月十一日 (木曜日) |
| <p>4 単一等級の技能検定</p> | | |
| 職 種 | 電子回路接続 | 令和三年二月七日 (日曜日) |
| <p>三 試験の場所</p> <p>山口県職業能力開発協会が指定する場所</p> <p>四 受検資格</p> <p>(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。</p> <p>(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。</p> <p>(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。</p> <p>(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者</p> | | |

であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和二年十月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 受検者が本人であることを確認できる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書類

八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

| 職 | 種 | 手数料 |
|-------------------|---|---------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 一万五千円 |

| 職 | 種 | 手数料 |
|---|---|---------|
| 造園 さく井 金属溶解 機械加工 建築板金 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 石材施工 建築大工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 建築大工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カリテンスウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾 | | 一万八千二百円 |

3 二級の技能検定（受検者が令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

4 二級の技能検定（受検者が令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

| 職 | 種 | 手数料 |
|-------------------|---|-------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 四千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 六千円 |

| 職 | 種 | 手数料 |
|-------------------|---|---------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 一万五千円 |

5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

| 職 | 種 | 手数料 |
|---|---|---------|
| 造園 さく井 金属溶解 機械加工 建築板金 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 石材施工 建築大工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 建築大工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カリテンスウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾 | | 一万八千二百円 |

| | | | | | |
|---|--------------------------------|--------------|---|---|-------|
| 造園 機械加工 家具製作 建築大工 かわらぶき 左官 配管 型枠施工 鉄筋施工 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 電気製図 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 | 職 | 種 | 手数料 |
| | | | | | 二千九百円 |

6 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

| | | | | | |
|---|--------------------------------|--------------|---|---|-------|
| 造園 機械加工 家具製作 建築大工 かわらぶき 左官 配管 型枠施工 鉄筋施工 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 電気製図 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 | 職 | 種 | 手数料 |
| | | | | | 四千四百円 |
| | | | | | 五千円 |
| | | | | | 六千円 |

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和二年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

| | | | | | |
|---|--------------------------------|--------------|---|---|-------|
| 造園 機械加工 家具製作 建築大工 かわらぶき 左官 配管 型枠施工 鉄筋施工 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 電気製図 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 | 職 | 種 | 手数料 |
| | | | | | 四千三百円 |
| | | | | | 六千円 |
| | | | | | 九千二百円 |

8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和二年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

| | | | | | |
|---|--------------------------------|--------------|---|---|---------|
| 造園 機械加工 家具製作 建築大工 かわらぶき 左官 配管 型枠施工 鉄筋施工 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 電気製図 フラワー装飾 | 機械検査 電機製図 | 職 | 種 | 手数料 |
| | | | | | 一万三千三百円 |
| | | | | | 一万五千円 |
| | | | | | 一万八千二百円 |

9 単一等級の技能検定

| | | | |
|--------|---|---|---------|
| 電子回路接続 | 職 | 種 | 手数料 |
| | | | 一万八千二百円 |

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和二年十一月二十七日（金曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和三年三月十九日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(二八七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市垢田町四丁目、一の宮町三丁目、武久町一丁目、松屋上町一丁目、松屋本町

四丁目、大字綾羅木、豊浦町大字川棚、豊田町大字殿敷、豊北町大字阿川、豊北町大字栗野、豊北町大字神田上、豊北町大字滝部及び豊北町大字田耕

三 作業の期間
令和二年七月九日から令和三年三月二十六日まで

(一八八) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、小郡インター流通団地土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和二年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した理事

氏名 住所

佐々野秀司 山口市小郡上郷二二三九

徳舛 幸隆 〃 〃 二二九九

林 央 〃 〃 二二一〇

宮邊 茂樹 下関市南部町二三番五号四〇一

杉村 茂樹 美祢市美東町長田一八六二

二 退任した理事

氏名 住所

宮邊鴻四朗 吉敷郡小郡町大字上郷二二三一一

林 豊 〃 〃 二二一〇

末廣 文人 〃 〃 二三四一

岡崎 信一 〃 〃 二二二六の二

岡村 義信 〃 〃 二二五〇

(一八九) 山陽小野田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧

に供します。

令和二年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会告示第三十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年九月一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

令和二年十月五日(月曜日)から同月八日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和二年十月八日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

(四) 法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

カ 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和二年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

令和二年十月五日（月曜日）から同月八日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習

令和二年十月八日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）
（四）受講者の定員 二十人
二 講習対象者

（一）新規取得講習
最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
（二）追加取得講習
第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

令和二年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

（一）警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

（二）履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

（三）写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

（四）警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和二年九月一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市